

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第33号

### 山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年山鹿市規則第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第38条」に、「第38条—第40条」を「第39条—第41条」に改める。

第29条第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第30条第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「時間）」を「時間」に改める。

第40条を第41条とし、第39条を第40条とし、第38条を第39条とし、第6章中第37条の次に次の1条を加える。

（勤務時間条例第19条第2項の規則で定める期間）

第38条 勤務時間条例第19条第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

### 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。